平成２２年（フ）第１５７９５号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎４丁目３―12
破産者　飯塚　博明
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８８号
東京都台東区小島２―14―５　毛利ビル303
破産者　株式会社ドリームサウンド
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８９０号
東京都世田谷区下馬１丁目37―７―203
破産者　佐藤　一夫
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８９１号
千葉県柏市宿連寺364　新山荘103
破産者　佐藤須枝子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８９９号
東京都葛飾区東四つ木４丁目５番16号
破産者　有限会社Ｔ，ＩＩＤＡ
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９００号
東京都葛飾区四つ木３丁目17―13―303、開始決定時の住所東京都葛飾区東四つ木３丁目43―22
破産者　飯田　　毅
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９２５号
神奈川県横浜市南区弘明寺町字北ノ前78番地11　ファミールＫＯＷＡ105号
破産者　有限会社田辺塗装
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９２６号
神奈川県横浜市南区弘明寺町字北ノ前78―11―105
破産者　田邊　賢治
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９３９号
東京都大田区南六郷３丁目17番２―403号
破産者　有限会社植田工務店
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９４９号
東京都板橋区板橋１丁目８番10号
破産者　有限会社蔵建築設計事務所
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９５０号
東京都板橋区板橋１丁目８―10
破産者　倉田　幸生
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８５号
茨城県北相馬郡利根町大字立木2993番地１
破産者　有限会社ユウキ
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８６号
東京都中野区野方２丁目62番３号
破産者　有限会社イーエスアール
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８７号
東京都杉並区成田西３丁目19―１―201
破産者　星　　丈治
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９９２号
東京都武蔵野市中町３丁目５―12―202
破産者　南澤　幸子（旧姓土方・松山）
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６００１号
東京都港区南青山１丁目26番16号
破産者　株式会社シーキング・ザ・ゴールド
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６００６号
東京都杉並区上高井戸３丁目10番６号　エスカイア上高井戸502号室
破産者　有限会社ヤマックス
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６００７号
東京都杉並区高井戸東１丁目32―23
破産者　鈴木　靖成
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０６０号
東京都港区南青山４丁目１番12号
破産者　エストエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０６１号
神奈川県横浜市中区本町６―52
破産者　エストエンジニアリング有限会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０６２号
東京都世田谷区上野毛３丁目12―18―203
破産者　太刀川英治
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１４９号
東京都日野市石田１丁目24―17
破産者　青木けい子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部